

平成 21 年 5 月 1 日
経 済 産 業 省
九 州 経 済 産 業 局

特定商取引法違反の通信販売業者に対する 業務停止命令（6 か月）及び指示について

経済産業省は、本日付で、プレスレットを販売している通信販売業者である株式会社 J・Hトレード（本社：大阪府大阪市）に対し、特定商取引法違反行為を認定し、同法第15条第1項の規定に基づき、本年5月2日から11月1日までの6か月間、同社の通信販売に関する業務の一部を停止するよう命じました。

また、併せて同法第14条の規定に基づき、同社に対し、プレスレットの購入者に対して、当該商品の効能について合理的根拠を有しない旨を通知し、その措置した結果について経済産業大臣あて報告することを指示しました。

なお、認定した違反行為は、商品の効能に係る誇大広告です。

株式会社 J・Hトレード（以下「同社」という。）は、雑誌に広告して「アリエル」及び「アズラエル」と称するプレスレット（以下「本件商品」という。）の通信販売を行っているところ、同社は、同社の販売する本件商品に係る雑誌の広告において、「すべては10日以内に解決します！」などと、あたかも本件商品を身につけることにより、購入者の恋愛や金銭に関する望みが10日以内にすべて叶うかのような表示をし、本件商品の効能について、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような誇大広告を行っていた。なお、科学的根拠があるかのように広告で表示していたため、同社に対し、本件商品の効能について、合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は合理的な根拠を示す資料を提出しなかった。

【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室	電話	03 - 3501 - 4657
北海道経済産業局消費者相談室		011 - 709 - 1785
東北経済産業局消費者相談室		022 - 261 - 3011
関東経済産業局消費者相談室		048 - 601 - 1239
中部経済産業局消費者相談室		052 - 951 - 2836
近畿経済産業局消費者相談室		06 - 6966 - 6028
中国経済産業局消費者相談室		082 - 224 - 5673
四国経済産業局消費者相談室		087 - 811 - 8527
九州経済産業局消費者相談室		092 - 482 - 5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098 - 862 - 4373

株式会社J・Hトレードに対する行政処分の概要

1. 事業者の概要

- (1) 名称：株式会社J・Hトレード
- (2) 代表者：代表取締役 久保元 剛
- (3) 所在地：(登記上)大阪府大阪市中央区南本町二丁目4番6号
(実際の事務所)大阪府大阪市中央区南船場三丁目1番8号
ヒューマンビル 5階
- (4) 資本金：50万円
- (5) 設立：平成19年2月15日
- (6) 取引形態：通信販売
- (7) 商品：
 - ・プレスレット「アリエル」(恋愛運)：価格2万5千円
 - ・プレスレット「アズラエル」(金運)：価格2万5千円
 - ・2本セット：価格3万8千円

2. 取引の概要

同社は、雑誌に、「願いは瞬く間に解決します!」、「すべては10日以内に解決します!」、「10日以内に確実な効果がなければ快く返金対象とさせていただきます。」などと「アリエル」及び「アズラエル」と称するプレスレット(以下「本件商品」という。)の広告を掲載し、その広告を見た消費者から電話等により申し込みを受け、本件商品の販売を行っていた。

3. 行政処分の内容

(1) 業務停止命令関係

平成21年5月2日から平成21年11月1日までの間(6か月間) 特定商取引法第2条第2項に規定する通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

貴社の行う通信販売に係る商品について広告をすること。

貴社の行う通信販売に係る売買契約の申込みを受けること。

貴社の行う通信販売に係る売買契約を締結すること。

(2) 指示関係

併せて、以下を指示する。

平成21年5月2日から平成21年6月1日までに、本件商品の購入者に対して、本件商品の効能について合理的根拠を有しない旨を通知し、同日までにその措置した結果について経済産業大臣あて報告すること。

4. 行政処分の原因となる事実

誇大広告(特定商取引法第12条)

同社は、本件商品に係る雑誌の広告において、「すべては10日以内に解決しま

す！」などと、あたかも本件商品を身につけることにより、購入者の恋愛や金銭に関する望みが10日以内にすべて叶うかのような表示をし、本件商品の効能について、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような誇大広告を行っていた。

科学的根拠があるかのように広告で表示していたため、同社に対し、本件商品の効能について、合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は合理的な根拠を示す資料を提出しなかった。